文教委員会資料

令和５年１１月２７日

子ども未来部児童相談所開設準備課

**第８０号議案　品川区児童相談所設置条例**

**１　制定理由**

児童福祉法第１２条第１項および第５９条の４第１項の規定に基づき、児童相談所を設置するため、条例を制定する。

**２　条例の内容**

　　児童相談所の名称、位置および所管区域を定める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 位置 | 所管区域 |
| 品川区児童相談所 | 東京都品川区北品川三丁目１０番９号 | 品川区の区域 |

**３　施行期日**

令和６年１０月１日

**４　今後のスケジュール（予定）**

品川区児童相談所設置条例（案）

　（設置）

第１条　児童に関する相談に応じ、児童や家庭に適切な援助を行い、もって児童の福祉およびその権利の保障ならびに最善の利益の実現を図ることを目的として、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条第１項および第５９条の４第１項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

　（名称、位置および所管区域）

第２条　児童相談所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 位置 | 所管区域 |
| 品川区児童相談所 | 東京都品川区北品川三丁目１０番９号 | 品川区の区域 |

　（委任）

第３条　この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

　　　付　則

　この条例は、令和６年１０月１日から施行する。